

(案)

改正 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部を改正する規程

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(案)

別表 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の の運転に関する体 制、確認すべき事 項、異状があった 場合の措置等 1. ～11. (略) 12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(Probabilistic Risk Assessment。以下「PRA」という。)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。 実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理 1. ～5. (略) 6. <u>LCOが設定されている設備等について、施設管理実施計画に基づき予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態において行う場合には、その保全作業をAOT内に完了すること、その保全作業中に必要な安全措置を講ずること及びあらかじめPRA等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</u>	実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の の運転に関する体 制、確認すべき事 項、異状があった 場合の措置等 1. ～11. (略) 12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。 実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理 1. ～5. (略) (新設)